平成２５年（フ）第６４２号
静岡市葵区安倍口団地５番32―２号
債務者　八巻　　仁
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月28日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１４４号
東京都立川市高松町１丁目30番３号タイセイハイム101号
債務者　須田　房子
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月28日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２１２９号
横浜市鶴見区下末吉５丁目10番６―407号
債務者　青木江久子（旧姓狢澤）
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２２１号
横浜市旭区川井宿町121番地11　シャーメゾン立野Ｂ202
債務者　田中　義貴
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２３６４号
神奈川県藤沢市亀井野３丁目16番地の14　マリンファイブ102
債務者　芦見　國明
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５７５９号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号
債務者　南向　眞人
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６００４号
大阪市西成区千本南２丁目12番６号
債務者　青木　英和
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８５１号
東京都西東京市北原町１丁目32番１―104号
債務者　村野　幸雄（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２１０５号
神奈川県藤沢市葛原2239番地　スワロウテイルＡ103号室
債務者　久米田尚人
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２３４２号
横浜市青葉区奈良町2913番地　奈良北団地１棟806号
債務者　菊池　惠子
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１０９号
東京都武蔵野市境１丁目24番12号野口コーポ
債務者　窪倉千枝子
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６７０号
静岡市葵区鷹匠１丁目14番26―50Ａ号
債務者　川口　眞巳
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６７１号
静岡市葵区鷹匠１丁目14番26―50Ａ号
債務者　川口あけみ
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０４号
北海道厚岸郡厚岸町湾月２丁目138番地
債務者　永田真紀恵
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月13日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第２２４号
釧路市中鶴野16番14号
債務者　青柳真由美
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月13日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第６５２号
栃木県宇都宮市横山３丁目４番11号
債務者　大山　直人
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係